安城市監査公表第５号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和４年２月２５日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

第１　監査の種類

定例監査

第２　監査の対象及び期間

子育て健康部子育て支援課及び生涯学習部文化振興課

令和３年１２月３日から令和４年１月２７日まで

第３　監査の方法

安城市監査基準に準拠し、子育て健康部子育て支援課及び生涯学習部文化振興課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定期監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第４　監査の方針

令和３年１１月末日までの令和３年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第５　監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

子育て支援課

【指導事項】

収入調定及び納入通知が、収入金額決定後３か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

文化振興課

【指導事項】

契約書を作成する必要がある事案において、契約書を作成していなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。